

内部統制システムの整備に係る基本方針

当行は、業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の整備に係る基本方針を次のとおり取締役会で定め、本方針に基づき、質の高い経営体制の構築に努めています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「千葉銀行の企業倫理」や「行動指針」を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。
- (2) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。
- (3) コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。
- (4) コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。
- (5) 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。
- (6) 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
- (7) 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。
- (2) 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。
- (3) 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。
- (4) 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。
- (2) 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。
- (3) 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

- (4) 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

5. 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣し、一体的な管理体制を整備する。
- (2) 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。
- (3) 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い当行グループの経営課題について情報を共有化する。
- (4) 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。
- (5) 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。
- (2) 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。
- (3) 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- (2) 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。
- (2) 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。
- (3) 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

以上

内部統制システムの運用状況の概要

2020年度における当行の業務の適正を確保する体制（内部統制システム）の運用状況の概要は、次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行

当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。業務執行に関する意思決定のスピードアップ、部室間の連携向上を図るために導入した、「営業本部」「企画本部」「管理本部」「オペレーション本部」の4本部制を2021年4月に廃止し、グループチーフオフィサー（CxO）を中心としたグループ一体経営に向けてスリムな経営態勢に移行することを決定いたしました。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を5回開催し、DX戦略やサステナビリティ経営等に関する重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計46回開催し、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議しております。（基本方針1、2、3、4）

2. リスク管理体制

「ALM委員会」を11回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議いたしましたほか、四半期毎に「統合リスク管理の状況」、半期毎に「市場・流動性リスクの状況」、「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告いたしました。また、サイバー攻撃の発生状況と対策強化、およびサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的にと取締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施した他、業務継続の確実性、職員の安全を考慮し、大規模災害時の出勤体制の見直しを行いました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について取締役会などへ報告するなど、適切に対応いたしました。（基本方針3（1）、（2）、（4））

3. コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で策定いたしましたほか、「コンプライアンス委員会」を11回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策の一層

の高度化に向けた実施状況などについて、都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告いたしました。また、行内外に内部通報窓口を設置し、態勢を強化するとともに通報者保護ルールを適切に運用いたしました。（基本方針1（1）～（5）、（7））

4. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ横断的な経営管理体制としております。また、グループ各社を所管する担当役員の配置や、監査役の派遣、当行の管理部署による各社のコンプライアンスやリスク管理の統括、当行の内部監査部署による各社への内部監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。なお、グループ会社のコンプライアンス・リスク管理態勢の高度化を図るため、コンプライアンス・リスク統括部に、グループ会社全体の管理面を統括するグループ会社管理グループを新設いたしました。さらに、各社の重要な業務執行について、当行へ適時・適切に協議・報告を受けたほか、「グループ統括委員会」を開催し、各社の経営状況や諸課題を把握しました。その他、社外取締役とグループ会社社長の意見交換会を個別に行うなど、管理・支援の強化に取組みました。（基本方針5）

5. 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の形態を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施いたしました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、内部監査部署、会計監査人と十分な連携を確保しております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、監査役の執務室内に監査役スタッフを配置していましたが、業務執行者からの独立性を一層高めるため監査役室を新設し、監査役室長がこれらの役割を担う態勢としたため、一層迅速な報告、連絡及び緊密な連携が図られております。（基本方針1（6）、3（3）、6、7、8）

以上

情報開示方針

当行は、情報開示に係る考え方、開示方法・体制などについて「情報開示方針」として取締役会で決めました。本方針に基づき、適切な情報開示を行い、経営陣等がその旨を確認しております。

1. 基本的な考え方

当行は、「お客さま」「株主」「従業員」「地域社会」等のステークホルダーの皆さまからの信頼を確立し、経営の透明性を高めていくため、公平かつ適時・適切でわかりやすい情報開示を行ってまいります。

2. 開示する情報及び情報開示の方法

当行は、会社法、銀行法、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「適時開示規則」ならびにその他の関係法令等に沿って情報開示を行ってまいります。

重要な会社情報が生じた場合は、直ちに「適時開示規則」に則った適切な公表措置を行った後、速やかに当行ホームページ上に同様の内容を掲載いたします。

また、こうした情報のほか、ステークホルダーの皆さまのニーズにお応えし、経営方針や事業内容などの自主的な情報開示にもインターネットや刊行物などを活用して、積極的に取り組んでまいります。

3. 情報開示に係る社内体制の状況

当行は、法令等の遵守、企業行動指針に基づく企業倫理の確立・徹底を図っており、各種法令等に定められた情報開示、自主的な情報開示などにつきましては、諸規程の定めに従い、適切に実施してまいります。

適時開示に係る会社情報は、行内の定めに従い、経営企画部に集約され把握・管理を行ってまいります。また、経営企画部は、情報開示の是非、情報開示時期及び内容について、必要に応じコンプライアンス部門による法令等要件精査を経た後、行内の定めに沿った頭取及び担当役員の承認（取締役会、経営会議への適宜報告を含む）のもと、適時開示を実施してまいります。

また、内部監査担当部である監査部にて、情報開示手続き等の適切性を検証・評価のうえ、経営陣に報告を行ってまいります。